

## ○国土交通省告示第二六一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成17年3月14日

国土交通大臣 北側 一雄

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道180号改築工事（総社・一宮バイパス（総社工区・バイパス部）（岡山県総社市窪木字茶ノ木地内から同市南溝手字天神地内まで））

第3 起業地

- 1 収用の部分 岡山県総社市窪木字茶ノ木、字下前田、字歳ノ神、字折橋、字西ノ鼻及び字西田並びに南溝手字桂林坊前、字唐戸及び字天神地内
- 2 使用の部分 岡山県総社市窪木字下前田、字歳ノ神、字折橋及び字西田並びに南溝手字桂林坊前地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、岡山県総社市窪木字茶ノ木地内から同市井尻野字松林地内までの延長5,300mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道180号改築工事（総社・一宮バイパス（総社工区・バイパス部）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号の一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当し、同項の規定により指定区間の管理は国土交通大臣が行うものとされていることから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

- (1) 得られる公共の利益

一般国道180号は、岡山県岡山市を起点とし、総社市、高梁市等を通過して中国山地を北上し、鳥取県米子市、島根県安来市等を経由して松江市に至る山陽地方と山陰地方とを結ぶ中国地方の重要な幹線道路である。

本件区間に係る一般国道180号（以下「現道」という。）は、岡山市街地への主要な幹線道路として自動車交通量が多いところ、車道幅員及び歩道の狭小な2車線道路であり、交通渋滞が発生していることから、幹線道路としての機能が低下し、安全かつ円滑な交通が阻害されている状況にある。

平成16年1月に起業者が行った現地調査によると、現道内の交通量は、岡山県総社市窪木地内で19,526台/日、混雑度1.51となっている。

本件事業の完成により、現道における交通渋滞の緩和が図られ、本件区間における移動時間が12分程度から5分程度に短縮されるとともに、併せて整備される自転車歩行者道により、歩行者等の安全が確保され、安全かつ円滑な交通の確保に寄与するものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響について、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、同法等に準じて起業者が平成15年10月に環境影響評価を任意に実施したところ、騒音について一部環境基準を超える値がみられるものの、遮音壁を設置することにより当該基準を満たすものと評価されている。このため、起業者は、上記評価結果を踏まえ、遮音壁を設置することとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内の土地には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## (3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道の交通渋滞の緩和を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）第4種第1級及び第3種第2級の規格に基づき、4車線のバイパス道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和63年8月30日に都市計画決定されており、事業計画の基本的内容は都市計画と整合している。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第20条第4号の要件への適合性

##### (1) 事業を早期に施行する必要性

現道は、3(1)で述べたように交通量が多く、交通渋滞が発生していることから、できるだけ早期に交通渋滞の緩和を図る必要があると認められる。

また、総社市長及び総社市議会議長より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

##### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

#### 第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 岡山県総社市建設部土木課